伊良湖休暇村公園施設（道路）指定管理者運営モニタリング結果（2025年度）

１　施設の概要

施設名　：　伊良湖休暇村公園施設（道路）
所在地　：　田原市中山町及び伊良湖町地内
設置根拠：　自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和４１（1966）年　供用開始）
設置目的：　優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要：　幹線道路及び南進入路　延長 3,225.5m、幅員 6.5m

２　指定管理概要

指定管理者名　　田原市
指定期間　　2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

３　利用状況

（単位:人、件）

区分	2025 年度		2024 年度		増減（①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
道路	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

４　収支状況

（単位:千円）

区分		2025 年度		2024 年度		増減（①－②）
		計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計		－	－	－	－	－
	利用料金収入	－	－	－	－	－
	指定管理料	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－
支出		－	－	－	－	－
収支差		－	－	－	－	－

５　モニタリング結果

（１）総合評価

評価	評価内容
A	パトロールが定期的に実施され、適切な管理がなされていた。

（２）区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	適切に実施されていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題なかった。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

（３）今後の対応等

○　適切な管理がなされていたため、今後も定期的なパトロールや災害発生時等の連絡調整を徹底していただきたい。

６　利用者からの反応

○　通行不可の場所について、通行できないことに対する苦情等があった。

７　その他

○　施設の老朽化対策等について、必要に応じ指定管理者と県で協議しながら実施していく。

○　問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課　調整・施設・自然公園グループ
電話：０５２―９５４―６２２７（ダイヤルイン）
ファクシミリ：０５２―９６３―３５２６
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp